国の動向

社会福祉法等改正と「頼れる身寄りがいない高齢者等」への支援のこれから

はじめに

令和８年６月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。今回の法改正では、単身高齢世帯の急増や家族関係の変化等を背景に、「頼れる身寄りがいない高齢者等」に対する支援を行う事業が新たに第二種社会福祉事業として位置づけられました。

従来、福祉医療施設をはじめとする支援の現場においては、身元保証人の不在に伴う入院・入所手続きの停滞や緊急連絡先の確保、さらには死後事務の対応など、数多くの構造的課題に直面してきました。今回の法改正は、身寄りがいない高齢者等が地域で安心して生活を続けることができるよう、必要な支援を切れ目なく受けられる体制の整備を進めるものであり、本人の権利や尊厳を守る取組の一層の充実が期待されます。

令和10年４月以降の施行に向けて、福祉医療施設が地域の関係者や行政とどのように連携し、備えるべきか。本号では、会員の皆様に今知っていただきたい法改正のポイントと今後の見通しを紹介します。

1. 改正の背景

我が国における単身高齢世帯の急増は、本人の孤独・孤立の問題に留まらず、社会福祉や医療の提供にも大きな影響を及ぼしています。

令和５年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査報告書」(株式会社日本総合研究所)では、「高齢期には自らの心身機能の変化や、環境の変化(例えば配偶者の病気や家の老朽化など)によって、過去に経験の少ない、重大な問題を解決しなければならない場面が多く発生しうる」一方で、「高齢期の問題解決の特徴は、自らの心身機能の低下や環境の変化によって問題解決のリソースが不十分になった状況において、その不十分さを補うための様々な意思決定や手続きを行わねばならないことである」と指摘されています(図１)。たとえば、入院して重大な医療処置を受けることになったり、回復して退院した後には介護サービスを利用する、あるいは入所施設を探す必要が生じたりするなど、重要な意思決定や複雑な手続きを行う必要が生じます。これまでは家族や親族がこれらのサポートを担ってきましたが、近年はサポートが得られない高齢者が増加しています。

加えて、医療機関においては、受診や検査、手術等における「医療同意」への対応も大きな課題になっています。成年後見人であっても法的な医療同意権を持たない中で、身寄りがいない高齢者等の判断能力が低下した場合、どのような医療・ケアを選択すべきか、誰がどう意思決定を支援するのかという重い判断が現場に委ねられてきました。

図１

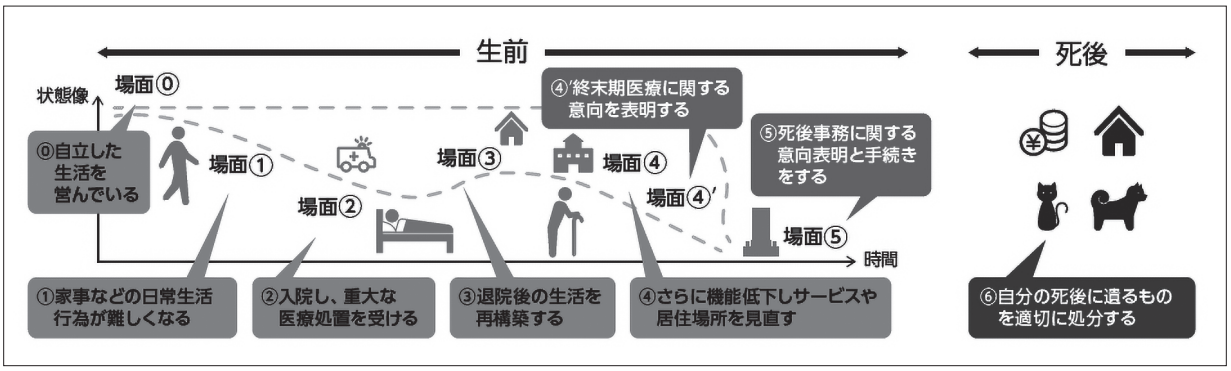

（出典）令和５年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査報告書」（株式会社日本総合研究所）

こうしたなかで、福祉や医療の現場では、緊急時の連絡や費用の滞納への備え、退院時の調整、死後事務に至るまで多岐にわたる実務上の負担が生じており、その多くは、MSWや生活相談員、ケアマネジャーをはじめとする現場職員の責任感に支えられた法定外業務（いわゆるシャドウワーク）によって維持されています。

また近年は、身元保証や死後事務のサービスを提供する高齢者等終身サポート事業者も増加していますが、契約トラブルなどの課題も生じており、信頼に足る公的セーフティネットの構築が求められていました。これらを踏まえ、今回の法改正では、新たな第二種社会福祉事業として明確に位置づけ、公的な枠組みのもとで整備が進められることとなりました。

2. 法改正のポイント

今回の法改正により、社会福祉法上の第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業が拡充され、名称も福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業に変わります（図２）。

本事業では、日常生活上の相談支援をはじめ、入院・入所時の手続き支援、死後事務支援など、本人の状況に応じた支援を実施することが想定されています。あわせて、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、障害者相談支援事業の対象として明確化し、相談体制の整備も進められる計画です。

図２

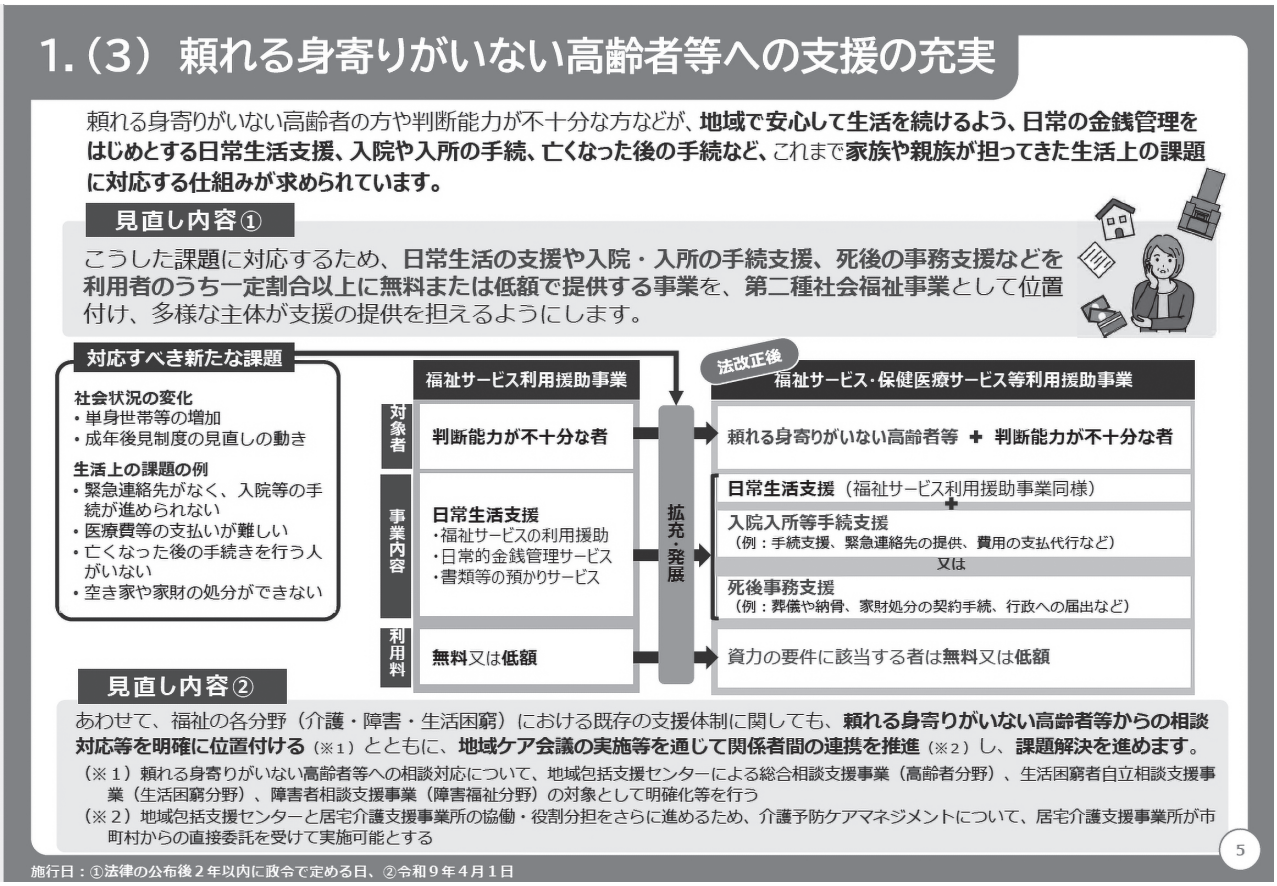

（出典）厚生労働省「社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について」

本事業の担い手としては、日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会が主に想定されていますが、社会福祉協議会のみの体制では急増するニーズに対応しきれない懸念もあります。そのため実施主体の制限はなく、社会福祉協議会以外の社会福祉法人等にも担い手としての役割が期待されています。

なお、サービスの提供は本人又は代理人と実施主体との契約締結により行われ、本人が契約する場合には、本人に契約について判断する能力が必要となります。利用料については、原則として利用者負担とし、低所得者に対しては、利用料を減免すること、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担することが想定されています。

ただし、こうした本事業の具体的な内容や支援対象、利用料金等はまだ明確にはなっておらず、今後、施行に向けて検討が進められる予定です。地域によって実施内容や体制の違いが生じる可能性もあり、今後の検討状況を注視することが必要です。

想定される事業内容　※社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）より抜粋

日常生活支援	・定期連絡等の定期的な見守り ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理 ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助 ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり
入院・入所等の手続支援	・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援 ・緊急連絡先の提供 ・入院費用の支払代行
死後事務の支援	・葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認 ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出 ・公共料金の収受機関等への連絡

3. 期待される効果と福祉医療施設に期待される役割

今回の法改正により、これまで制度の狭間となっていた支援について、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が実施する体制が整えられていくことになります。今後、頼れる身寄りがいないことに不安を感じた時に、本事業の利用をはじめ、先々に備えて対応を準備する人が増えていけば、本人にとって安心が確保できるとともに、福祉や医療の関係者においても、身元保証や死後事務などにかかる業務負担や心理的プレッシャーが軽減されることが期待されます。福祉医療施設としても継続的かつ安定的、そして何より安心して必要な支援を提供しやすい環境の整備が進むと考えられます。

なお、本人の意思決定能力が不十分な場合における医療同意など、今回の法改正のみでは解決が難しい課題も残されています。また、新たな事業が家族代わりであるかのように過剰な期待が集中することも懸念されています。本制度の意義は現場の負担軽減にとどまらず、身寄りがいない高齢者等が、自らの意思が尊重され、尊厳が守られた生活を送るための基盤づくりにあります。その実現に向けては、社会福祉法人をはじめ、医療・介護・福祉の関係機関がそれぞれの専門性を活かして連携し、地域全体で支える体制を構築していくことが不可欠です。福祉医療施設には、その中核的な担い手として地域の関係機関との連携を一層深め、制度の趣旨を踏まえた支援を実践していくことが求められます。

おわりに

頼れる身寄りがいない高齢者等の増加は、今後も社会全体で向き合うべき重要な課題です。今回の法改正は、地域全体で一人ひとりを支える公的な仕組みを構築し、現場の課題解決へと前進させる大きな契機となります。

今後示される具体的な運用方法を注視しつつ、制度の趣旨を踏まえた地域での切れ目ない支援体制の構築に向け、関係機関が一体となった取り組みの推進が望まれます。